

情報提供

那医発第 311 号
令和 7 年 9 月 8 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗

常任理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「厚生労働省が行う保険医療材料等使用状況調査に対する協力について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いいたします。☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

沖 医 発 第 7 3 8 号

令和 7 年 9 月 1 日

地区医師会長 殿

沖縄県医師会

会長 田名 毅



厚生労働省が行う保険医療材料等使用状況調査に対する協力について

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、厚生労働省が行う保険医療材料等使用状況調査に対する協力についての通知となっております。

本調査は、医療材料の使用状況および実勢価格を把握し、保険医療材料に関する診療報酬上の評価を行う上での基礎資料を得るために実施されるものとなっております。

調査の対象としましては、「保険医療機関等管理システム」に登録されている医療機関のうち、(1)施設基準「機能強化型在宅療養支援診療所（単独型及び連携型）」に該当する医療機関、47 都道府県単位に層化を行い無作為抽出した医療機関、または(2)一般病床が 200 床以上の一般病院が対象となります。

調査の内容としましては、調査対象期間（令和 7 年 7 月 1 日～7 月 31 日）中に使用された医療材料の使用状況とその購入価格等を調査するものとなっております。

客体医療機関に対しましては、厚生労働省の委託業者を通じて、調査票等が送付され、令和 7 年 9 月 30 日までに調査票を提出いただくものとなっております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解の上、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、この調査は調査目的のみに使用され、個々の調査票の結果が公表されることはありません。

記

- 厚生労働省が行う保険医療材料等使用状況調査に対する協力について

（令和 7 年 8 月 26 日（日医発第 877 号）（保険））

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

hokenka@okinawa.med.or.jp

日医発第877号（保険）
令和 7 年 8 月 26 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会 長
松 本 吉 郎
（公印省略）

厚生労働省が行う保険医療材料等使用状況調査に対する協力について

今般、標記調査の実施につきまして、厚生労働省保険局長より本会宛てに協力依頼がありました。

本調査は、医療材料の使用状況および実勢価格を把握し、保険医療材料に関する診療報酬上の評価を行う上での基礎資料を得るために実施されるものです。

調査の対象としましては、「保険医療機関等管理システム」に登録されている医療機関のうち、(1) 施設基準「機能強化型在宅療養支援診療所（単独型及び連携型）」に該当する医療機関のうち、47 都道府県単位に層化を行い無作為抽出した医療機関、または(2) 一般病床が 200 床以上の一般病院が対象となります。

また、調査の内容としましては、調査対象期間（令和 7 年 7 月 1 日～7 月 31 日）中に使用された医療材料の使用状況とその購入価格等を調査するものであります。

客体医療機関に対しましては、厚生労働省の委託業者（下記参照）を通じて、調査票等が送付され、令和 7 年 9 月 30 日までに調査票を提出いただくものであります。

本会といたしましては、従前どおり本調査に協力することといたしましたので、貴職におかれましても客体医療機関の協力が得られますようご高配方よろしくお願い申し上げます。

なお、この調査は調査目的のみに使用され、個々の調査票の結果が公表されることはありませんことを申し添えます。

記

「令和 7 年度保険医療材料等使用状況調査」に関する
厚生労働省の委託業者について

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部
「保険医療材料等使用状況調査」事務局

TEL : 03-6733-3766 (平日 10:00~12:00、13:00~17:00)

E-mail : zairyou@murc.jp

(添付資料)

保険医療材料等使用状況調査について

(令和 7 年 8 月 22 日 保発 0822 第 9 号 厚生労働省保険局長)

保 発 0822 第 9 号

令和 7 年 8 月 22 日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省保険局長



保険医療材料等使用状況調査について

標記について、別添により実施することといたしましたので、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、都道府県の各医師会に対しましても、当該調査が円滑に実施されますよう御配慮をお願い申し上げます。

令和7年度保険医療材料等使用状況調査業務要綱

1 調査の目的

医療機関が購入、リース又はレンタルした保険医療材料等の使用状況や実勢価格等を把握し、診療報酬改定の基礎資料を得ることを目的とする。また、本調査の結果を参考とし、次回調査の調査計画作成や標本設計等を行うこととする。

2 調査の対象

【調査票1及び2】

「保険医療機関等管理システム」に登録されている施設基準「機能強化型在宅療養支援診療所（単独型及び連携型）」に該当する医療機関のうち、47都道府県単位に層化を行い無作為抽出した医療機関

【調査票3及び4】

「保険医療機関等管理システム」に登録されている医療機関のうち、一般病床が200床以上の一般病院

3 調査票の提出期日

(1) 調査対象期間 令和7年7月1日～7月31日までの1ヶ月間

(2) 提出期日 令和7年9月30日までに委託先に提出する。

4 調査の内容

【調査票1】（在宅医療に関わる医療材料が主な対象）

医療材料毎に、承認/認証番号(16桁)、JANコード(13桁)、製品名及びモデル名、1個あたりの購入価格、使用回数、使用患者数

【調査票2】（在宅医療に関わる医療機器が主な対象）

医療機器毎に、承認/認証番号(16桁)、JANコード(13桁)、製品名及びモデル名、1個あたりの購入価格、1個・1ヶ月あたりの契約価格、使用回数、使用患者数等

【調査票3】（在宅医療以外に関わる医療材料が主な対象）

医療材料毎に、承認/認証番号(16桁)、JANコード(13桁)、製品名及びモデル名、1個あたりの購入価格、使用回数

【調査票4】（在宅医療以外に関わる医療機器が主な対象）

医療機器毎に、承認/認証番号(16桁)、JANコード(13桁)、製品名及びモデル名、1個あたりの購入価格、1個・1ヶ月あたりの契約価格、使用回数、算定した回数

5 調査の方法

調査票を調査客体である医療機関に送付し、当該保険医療機関の管理者による自計後、紙媒体又はE-mailにより委託先に返送する。

6 調査の系統

厚生労働省保険局医療課—委託先—保険医療機関

7 集計・分析

調査票をもとに集計・分析を行う。

8 結果の公表

調査結果は、行政資料として使用し、公表しない。